

報告第 1 4 号

債権の放棄について

八幡浜市債権管理条例（平成 2 4 年条例第 2 号）第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、市の債権について下記のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

- 1 放棄した債権の種類 市立八幡浜総合病院診療費等
- 2 放棄した債権の件数 4 5 件
- 3 放棄した債権の金額 9 7 3, 5 3 8 円
- 4 放棄した時期 令和 6 年 3 月 3 1 日
- 5 放棄した債権毎の金額、発生日及び放棄の事由

	放棄の金額	債権の発生日	放棄の事由
1	54,060	平成 17 年 10 月 1 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
2	90,940	平成 17 年 9 月 21 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
3	330	平成 28 年 2 月 3 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
4	11,552	平成 27 年 7 月 2 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
5	19,854	平成 15 年 5 月 2 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
6	10,599	平成 21 年 9 月 5 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
7	11,861	平成 21 年 8 月 5 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
8	10,220	平成 21 年 7 月 1 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
9	16,130	平成 21 年 6 月 1 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
10	19,713	平成 21 年 5 月 1 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
11	20,802	平成 21 年 1 月 1 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
12	15,750	平成 20 年 11 月 6 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
13	12,580	平成 21 年 1 月 3 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
14	9,820	平成 30 年 4 月 29 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
15	9,740	平成 13 年 6 月 1 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）

16	750	平成 29 年 10 月 4 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
17	62,292	平成 29 年 4 月 23 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
18	3,074	平成 29 年 2 月 19 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
19	3,240	平成 28 年 3 月 24 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
20	2,660	平成 22 年 12 月 3 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
21	28,385	平成 23 年 1 月 10 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
22	8,070	平成 23 年 1 月 10 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
23	28,050	令和元年 12 月 11 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
24	33,000	令和 5 年 2 月 1 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
25	72,787	令和 5 年 1 月 20 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
26	4,988	平成 17 年 6 月 29 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
27	30,954	平成 17 年 7 月 1 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
28	13,732	令和 4 年 7 月 25 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
29	20,460	令和 4 年 7 月 25 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
30	880	平成 25 年 12 月 24 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
31	10,890	平成 25 年 12 月 3 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
32	3,030	平成 25 年 8 月 9 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
33	410	平成 23 年 10 月 19 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
34	750	平成 23 年 10 月 19 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
35	1,900	平成 23 年 10 月 7 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
36	960	平成 23 年 10 月 7 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
37	86,430	平成 23 年 9 月 2 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
38	10,210	平成 23 年 9 月 1 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
39	1,020	平成 23 年 9 月 1 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
40	78,410	平成 22 年 7 月 1 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
41	96,470	平成 22 年 6 月 21 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
42	20,475	平成 20 年 2 月 5 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
43	5,250	平成 18 年 4 月 9 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
44	400	平成 17 年 6 月 7 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
45	29,660	平成 13 年 8 月 25 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）

